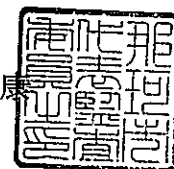


那珂市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成27年度財政援助団体等
監査の結果について別紙のとおり公表します。

平成27年7月27日

那珂市代表監査委員 萩谷 眞 康



那 監 第 26 号
平成 27 年 7 月 27 日

那 珂 市 長 海 野 徹 様
那 珂 市 議 会 議 長 助 川 則 夫 様

那珂市監査委員 萩 谷 眞 康

那珂市監査委員 福 田 耕 四 郎

平成 27 年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した平成 27 年度財政援助団体等に対する監査の結果について、同条第 9 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体に対する監査

2 監査の範囲

平成 26 年度の財政的援助に係る事務の執行

3 監査の着眼点

当市では、市民の多種多様な要望に対応するため、各種事業、団体等に対して補助金等の財政援助を行っている。そこで、平成 26 年度に補助金等を交付した一部の財政援助団体について、主に平成 26 年度の事務の執行を対象として、補助金等が交付目的及び事業計画に基づき適正かつ効果的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。

なお、今回は、出納関係帳票の整備及び記帳が適正かどうか、また、

会計処理上の責任体制は確立されているかどうかについても、特に意を用いて監査を実施した。

併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を実施した。

4 監査の期間

平成 27 年 6 月 29 日から平成 27 年 7 月 16 日まで

5 監査の対象及び監査日

監査対象団体	所管課	予備監査日	本監査日
那珂市職員互助会	総務課	6月30日(火)	7月15日(水)
社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会	社会福祉課	7月2日(木)	7月15日(水)
那珂市国際交流協会	市民協働課	6月29日(月)	7月16日(木)
公益社団法人 那珂市シルバー人材センター	介護長寿課	7月1日(水)	7月16日(木)

6 監査の方法

監査に当たっては、予備監査として、対象団体及び所管課から提出された決算書及び出納関係帳票等に基づき、補助職員により決算書記載額、予算差引簿、預貯金通帳記載内容及び出納簿記載内容の照合及び確認等による監査を実施した。

補助職員による予備監査の復命ののち、本監査において、各団体事務所において対象団体職員及び所管課長等から提出資料に基づき説明を受けたうえで、主に事実の存否又は問題点について質問等による監査を実施した。

7 監査の結果

補助金等に関連する会計帳簿、決算書等の関係書類を照合したところ、いずれの団体も補助金等にかかる収支の会計処理は適切に行われており、補助金等の目的、金額、時期及び手続き等も適正であると認められた。

8 意見

各補助団体においては、今後とも、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を遂行するよう努められたい。

なお、今回監査対象とした団体においては、いずれの団体も各団体の規約等に定められた独自の監査を実施しており、監査の内容も決算書及び支払信憑等の照合により実施していることを確認することができた。

また、団体で使用する車両をリース契約により確保している団体が見受けられた。長期にわたりリースした場合には、購入した場合に比べてより多くの経費が必要となるケースも想定される。このため、安易にリース契約とするのではなく、市から運営費補助金の交付を受けていることを踏まえ、実際に想定される用途や、使用予定期間などを勘案し、慎重に選定していただきたい。

このほか、市所管課に事務局を置くこととしている団体については、市職員が関与しつつ団体の事業を実施しているが、類似の目的達成のために、市の独自事業として事業を実施する場合も考えられる。このため、団体が実施した事業であっても、市が実施した事業と同様に、事業の経費及び効果についても適切に把握し、団体の事業として実施する手法が最も効果的であるかどうか、引き続き検討を進めていただきたい。

加えて、各所管課においては、各補助団体が補助事業等を遂行する際に使用する施設及び備品等の維持及び管理の状況もあわせて把握し、補助金等が公正かつ効果的に使用されるよう努められたい。